

## 湯沢市事業者用新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱

令和2年6月24日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、事業者用新型コロナウイルス感染症防止対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の縮小の影響を鑑み、市内事業者に対し感染防止対策の実施に必要な経費の一部を補助することにより、安心・安全の側面から売上向上を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、市内に住所を有する個人事業者又は市内に事業所を有する個人事業者若しくは法人で、次条に規定する補助対象経費の支出額が3万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 同一年度において、既にこの告示の規定による補助金の交付を受けた者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者
- (7) 市町村税を滞納している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が令和2年2月1日から同年12月31日の間に感染防止対策の実施に要

した経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 衛生用品購入費 マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗いう洗剤等の衛生消耗品の購入費
- (2) 物品購入費 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、非接触型体温計等の前号の衛生消耗品以外の感染防止対策に用いる物品の購入費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象事業者1者につき3万円とし、予算の範囲内で交付する。

(申請受付期間)

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、令和2年7月1日から令和3年1月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象事業者(以下「申請者」という。)は、事業者用新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付申請書兼実績報告兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (2) 個人事業者にあつては、令和元年分の所得税の確定申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。)の写し又は令和2年度の市民税・県民税申告書(湯沢市市税条例(平成17年湯沢市条例第57号)第35条の2第1項に規定する申告書をいう。)の写し
- (3) 市外に住所を有する個人事業者にあつては、市内に事業所を有することがわかる書類
- (4) 市内に本店又は主たる事務所を有する法人等で、申請日の属する事業年度の直前の事業年度(以下「前事業年度」という。)の法人税の確定申告を実施しているものにあつては、当該前事業年度の法人税確定申告書(法人税法第74条第1項に規定する申告書をいう。)及び法人事業概況説明書(法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第35条第4号に規定する書類をいう。以下「法人税確定申告書等」という。)の写し
- (5) 市外に本店又は主たる事務所を有する法人等で、前事業年度の法人税の確定申告を実施しているものにあつては、当該前事業年度の法人税確定申告書等

の写し及び営業証明書

(6) 設立の日又は市内に事業所を設置した日から申請日までの間において法人税法第74条第1項に規定する申告書の提出期限を迎えていない法人等にあつては、営業証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、湯沢市事業者用新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(振込不能等の取扱)

第9条 市長は、前条の規定による交付の決定を行った後、交付申請書の不備による振込不能等、申請者の責に帰すべき事由により補助金の交付ができなかつた場合であつて、市長が確認等に努めた上でなお補正が行われなかつたときは、当該交付申請書による申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があつたときは、その者に対し、交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。